二　近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則（平成十二年総理府・建設省令第八号）第三条の書面

三　緑地保全地域内において行う行為であつて、法第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの　第二条の書面

四　特別緑地保全地区内において行う行為であつて、法第十四条第一項の許可を受けなければならないもの　第四条において準用する第二条の書面

（計画の記載事項）

第十九条　法第六十条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　市民緑地の名称

二　緑化施設等の整備の実施期間

三　既存の緑化施設の概要、規模及び位置

四　市民緑地の設置の予定時期

（市民緑地を設置する土地等の規模）

第二十条　法第六十一条第一項第二号の国土交通省令で定める規模は、市民緑地を設置する土地（その水平投影面が人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面と一致する部分を除く。）の面積及び人工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積の合計が三百平方メートルとする。

（削る）

（緑化施設の面積の市民緑地を設置する土地等の区域の面積に対する割合）

第二十一条　法第六十一条第一項第三号の国土交通省令で定める割合は、十分の二とする。

（市民緑地の管理が適切に実施される基準）

第二十二条　法第六十一条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　市民緑地の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、市民緑地の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「市民緑地構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、市民緑地の巡視を行い、及び清掃、除草その他の市民緑地の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二　市民緑地の点検は、市民緑地構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三　前号の点検その他の方法により市民緑地の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、市民緑地の適切な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

四　第二号の点検の結果及び前号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該市民緑地の管理期間中は、これを保存すること。

（市民緑地の管理期間）

第二十三条　法第六十一条第一項第五号の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（計画の記載事項）

第十九条　法第六十条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、既存の緑化施設の概要、規模及び位置とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（緑化施設を整備する建築物の敷地面積の規模）

第二十条　法第六十一条第一項第一号の国土交通省令で定める規模は、五百平方メートル（緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内においては、三百平方メートル）とする。

（緑化施設の部分）

第二十一条　法第六十一条第一項第二号の国土交通省令で定める部分は、樹木及び芝その他の地被植物とする。

（緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合）

第二十二条　法第六十一条第一項第二号の国土交通省令で定める割合は、二十パーセントとする。

（新設）

（新設）